

# 京都府高等学校体育連盟功労者表彰規程

## (趣旨)

第1条 京都府高等学校体育連盟の運営発展に尽力し、多大の功績をあげた者に対し、その功労を讃えるため表彰する。

## (表彰の対象)

第2条 前条に定める表彰の候補者は、次の各号から推薦するものとする。

- (1) 歴代会長・歴代副会長・歴代理事長
- (2) 専門部長・専門部委員長として、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会等競技別の全国規模の大会の京都府開催に尽力した者
- (3) 永年にわたり専門部委員長・両丹支部専門部委員長として専門部の発展に尽力した者、並びに、永年にわたり総務部委員長として総務部の運営に尽力した者
- (4) 会長が特に推薦する者

## (被表彰者の推薦)

第3条 前条に基づく被表彰者の推薦は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項・第4項は、会長が行うものとする。
- (2) 前条第2項は、専門部長が行うものとする。
- (3) 前条第3項の専門部委員長は、専門部長が行うものとする。両丹支部専門部委員長は、両丹支部長が行うものとする。総務部委員長は、総務部長が行うものとする。

## (被表彰者の資格)

第4条 第2条に基づく被表彰者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項・第3項・第4項については、表彰対象の職に在任中は表彰しない。
- (2) 第2条第1項について、会長は1年以上、副会長・理事長は4年以上の在任期間を対象とする。
- (3) 第2条第3項は、5年以上の在任期間を対象とする。
- (4) 表彰は、1回限りとする。
- (5) 物故者を除く。

## (被表彰者の選考方法)

第5条 被表彰者の選考は、総務部会において行い、会長の承認を得るものとする。

## (表彰時期)

第6条 原則として、周年事業の機会に行うものとする。

## (表彰内容)

第7条 被表彰者には賞状を授与する。ただし、場合によっては副賞をつけることができる。

## 附 則

1 この規程は昭和62年9月17日より施行する。

平成19年7月10日(一部改正)